

東京都産業労働局

「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」

事業説明会

令和3年10月

本説明会の内容

内容	スピーカー	所要時間
1. 募集要項 <ul style="list-style-type: none">・ 本事業の背景と目的・ 本事業の概要・ 審査基準・審査方法・ 事業スケジュール・ 申請方法 など	株式会社日本総合研究所 (プロジェクト支援機関)	約45分
2. 本事業への申請にあたって <ul style="list-style-type: none">・ 補助金とは・ 提出書類に関する留意事項・ 申請書作成のポイント など	東京都産業労働局	約20分
3. 事務連絡	株式会社日本総合研究所 (プロジェクト支援機関)	約5分

● 質疑応答について

- 本説明会の内容についてご質問がある方は、以下のいずれかで事務局までお問い合わせください。

いただいたすべてのご質問について、一両日中にメールでご回答いたします。

- ① メールでのお問合せ：
事務局アドレス(info@mirai-innovation.tokyo)宛にご連絡ください。
- ② フォームでのお問合せ：
本事業HP(<https://mirai-innovation.tokyo>)の「問い合わせる」からご連絡ください。



● 撮影・録画について

- 本説明会の内容の録画および撮影はご遠慮ください。

本事業の目的

- 都内のベンチャー・中小企業等が、資金・人材・販路等を潤沢に有する事業会社等とのオープンイノベーションにより事業化する革新的な製品・サービス等に対して、事業化及び販路開拓に要する経費の一部を補助
- これにより、大きな波及効果を持つ新たなビジネスの創出と産業の活性化を図ることを目的とする

本事業の概要

- 支援対象テーマ(例)
 - 革新的なサービス・製品等であれば、分野は問いません。
(例)人工知能(AI)、ロボティクス、情報通信(ICT、IoT)、交通・モビリティ、エネルギー、フィンテック、農業、セーフティ、ヘルスケア・ライフサイエンス、素材・ナノテクノロジー、ものづくり、航空宇宙 等
- 補助限度額
 - 最大3億円(下限額1億円)
 - 年度ごとに上限額(1億5千万円/年)あり
- 補助率
 - 補助対象経費の2分の1以内
- 支援期間
 - 交付決定日(令和4年4月を予定)から最大2年
- 採択件数
 - 2件

申請要件

(1) 次の①または②のいずれかに該当するもの

① **中小企業者**(会社及び個人事業者)

【中小企業の定義】

業 種	資本金および従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

※ みなし大企業(一つの大企業が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業)は応募不可とします。

※ 上記に該当しない場合でも、「大企業が実質的に経営に参画している中小企業」は、採択の優先度が低くなる場合があります。

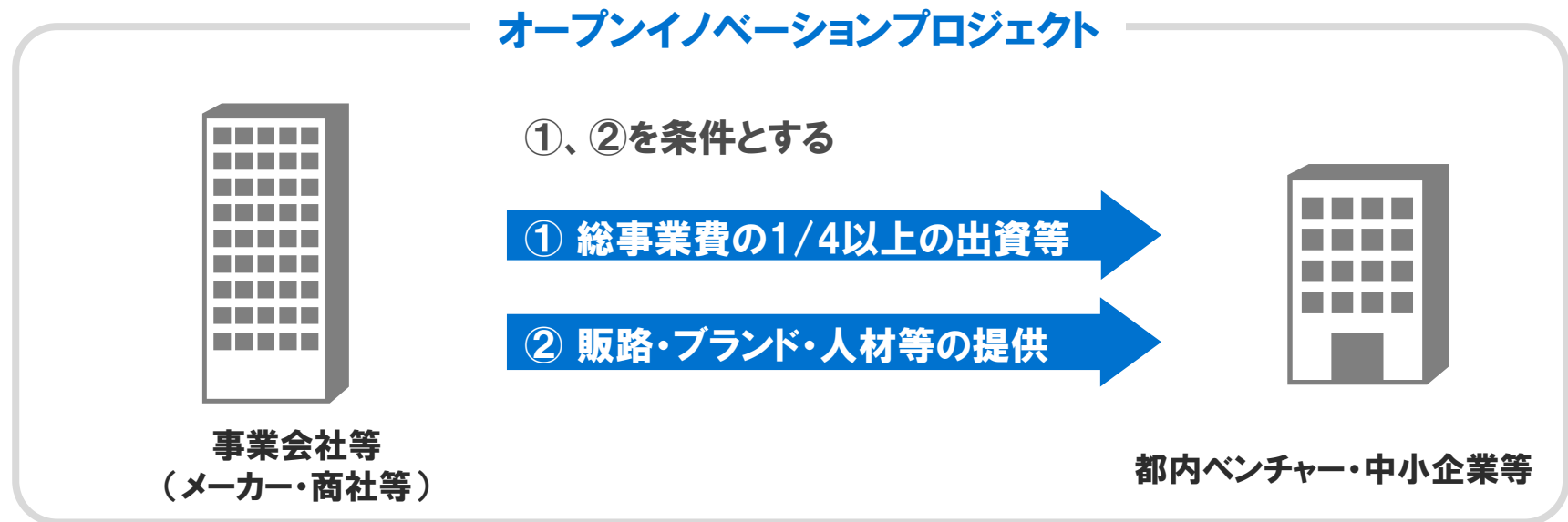
② **特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人**

- (2) 基準日(令和3年11月1日)現在、次の①または②に該当すること
- ① 以下の要件を全て満たしていること
 - ・ 引き続き1年以上事業を営んでいる者
 - ・ **東京都内に登記簿上の本店または支店があること**
(個人においては東京都内に開業届出があること)
 - ② 都内で創業し、引き続き事業期間が1年に満たない者
- (3) 次のいずれかにより、東京都内で実質的に事業を行っているとは判断できること
- ・ 法人の場合は、会社概要・製品カタログ・ホームページ・名刺等の記載
 - ・ 個人事業者の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届書の写し
- (4) 次の全てに該当する本補助事業の実施場所等を有していること
- ① **自社の事業所、又は工場等**であること(賃借の場合を含む)
 - ② **原則として東京都内**であること
 - ※ ただし、都の職員が現地確認の往復に時間を要さない範囲であれば、都外(首都圏、関東地方等)であっても認められる場合があります。
 - ③ 申請書記載の購入予定物品、開発人員、当該補助事業における成果物等が確認できること

(5) 次の全てに該当すること

- ① 同一のテーマあるいは内容で、(公財)東京都中小企業振興公社、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと
- ② 本補助事業の同一年度の申請は、一企業につき一申請であること
- ③ 事業税等の滞納がないこと
- ④ 都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ⑤ 過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの補助事業で不正等がないこと
- ⑥ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ⑦ 補助事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- ⑧ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと
- ⑨ その他、公的資金の補助先として適切でないとは判断されるものではないこと

- (6) 以下の①および②の要件を満たすプロジェクトを組成していること
- ① プロジェクト参加者となる事業会社等から、令和2年4月1日以降、令和4年3月末日までに総事業費の4分の1以上の出資等を受けること
 - ② 事業会社等から、販路・人材・ブランド等の提供を受けること



プロジェクト組成について

- 資金・人材・販路などの潤沢な経営資源を有する金融機関(※)以外の事業会社(大手メーカーや商社等)

※ ただし、金融業以外の業を主とする場合は、事業会社と見なすことがあります。
(詳細は次頁)

- 事業会社等の所在地は都外(国外を含む)でも申請可能
- 事業会社等の規模は不問(中堅・中小企業であっても可)
- プロジェクトに参加する事業会社等が複数でも申請可能
 - 全ての事業会社等が①出資等、②販路・人材・ブランド等を提供することが必要
 - ただし、①については、事業会社等の出資等合計額が総事業費の4分の1以上であれば可

【「事業会社等」と見なす例】

区分	代表的な業種等	本事業における「事業会社等」に該当
保険	生命保険、損害保険	○
金融 (ノンバンク)	リース、カード 等	○
特殊法人	学校法人、医療法人 等	○
不動産	不動産業 (不動産の開発・販売・仲介・管理)	○

※ ただし、内容によって、「該当」「非該当」が変わる場合があるため、必ず事務局に確認してください。

- 以下のいずれかに該当すること

- ① 第三者割当増資等による出資
- ② 新株予約権付転換社債による出資
- ③ 共同研究開発契約等に基づく支出

※ ③の場合、成果の大半が事業会社等に帰属するものや、申請者がその成果を今後活用することが困難と判断されるもの(業務委託契約)等は、支援対象外とする場合があります。

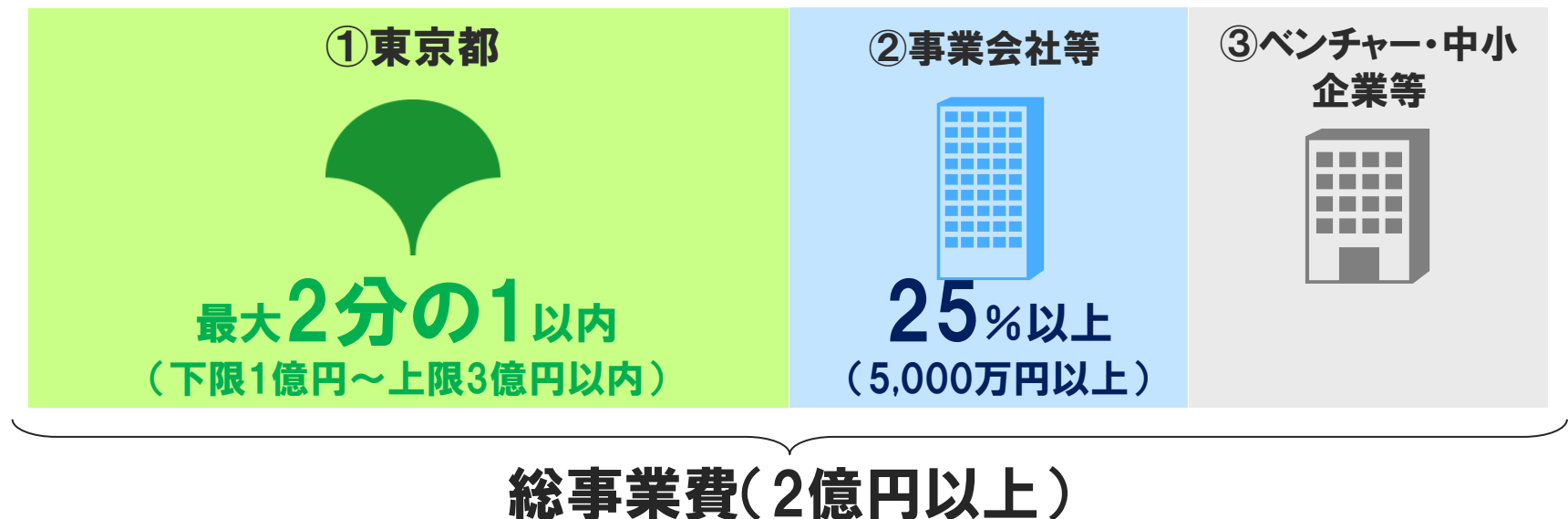
※ ①～③に該当しない場合(JVの資本金を事業会社が出資、等)は、事務局に個別にご相談ください。

- 事業会社等からの直接出資、事業会社等が出資するファンド(CVC)からの出資のいずれも可

- 事業会社等がLP出資するファンドからの出資は、原則として不可

※ 二人組合(VCがGP、事業会社がLPとして組成するファンド)のCVCによる出資は可

- 東京都:最大50%(下限1億円～上限3億円)
- 事業会社等:25%以上(5,000万円以上)
- ベンチャー・中小企業等:0～25%(最大1.5億円)



※ 上記の事業費は、事業期間の総額(最大2年)です。

- 令和2年4月1日以降、令和4年3月末日までに出資等が行われることが必要
- 本事業への申請時点(～令和3年12月15日)で出資等が実行されていない場合は、「意向確認書」を提出することで、申請が可能(→【別紙27】)
- 事業会社等から一括で支払をうけることが困難な場合は、「出資等分割支払確認書」を提出のうえ、年度ごとに分割で支払をうけることが可能(→【別紙28】)

【ご参考】意向確認書／出資等分割支払い確認書の雛型

意向確認書

年 月 日

(申請者名) 殿

(事業会社等 名称) は、貴社に対し、下記のとおり出資、販路・ブランド・人材等の提供の実行の意思があることを確認いたします。

記

1 出資等条件

- 出資等金額
- 出資等実行予定日
- (出資の場合) 出資の株数、普通株/優先株、優先株の条件、議決権の有無、等
- 役員の名簿等
- 成果の取扱い

2 販路・ブランド・人材等の提供内容

- 販路
- ブランド
- 人材

以上

この意向確認書により、貴社への出資、販路・ブランド・人材等の提供を保証するものではありません。

年 月 日

住所

事業会社等 名称

代表者又は業務執行責任者氏名・印 (又はサイン)

意向確認書【別紙27】

出資等分割支払い確認書

年 月 日

(申請者名) 殿

(事業会社等 名称) は、貴社に対する出資等の実行にあたり、下記のとおり分割して支出いたします。

記

1 出資等金額

●●●●●●●●円

2 分割支払方法及び支払額

年度毎	半期毎	四半期毎	その他 ()
-----	-----	------	---------

※該当するものに○

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
支払額					0

※各年度末までに事業会社等からの着金が確認できない場合は、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

3 分割支払理由

予算措置が単年度毎であるため 等

以上

年 月 日

住所

事業会社等 名称

代表者又は業務執行責任者氏名・印 (又はサイン)

出資等分割支払い確認書【別紙28】

- 本事業に申請するプロジェクトにおいて、事業会社との「資金」以外の面についての連携が必要
- 「販路・人材・ブランド等」のいずれかひとつでも可
- 「販路・人材・ブランド等」以外の連携でも可

【例①】事業会社の保有する施設・設備等の提供

【例②】技術面における知見やノウハウの提供

【例③】当該分野のルール策定や規制緩和における協力

【例④】普及啓発・プロモーションにおける協力

- 連携の内容を示す書面(業務提携契約書、共同研究開発契約書等)を要提出
(申請時点で未締結の場合は「意向確認書」で代替可)

補助対象事業者区分

● 補助対象事業者区分の概要(いずれか選択必須)

区分	要件
A 大学発ベンチャー枠	<p>次のいずれかの項目に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立した企業 ② 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究を行った企業 ③ 既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けた企業 ④ 設立にあたり、大学や大学VCが出資した企業または大学の技術移転機関等が関与した企業
B 一般枠	「A 大学発ベンチャー枠」の項目のいずれにも該当しないもの

※ A・B合わせて2件を採択しますが、区分ごとに1件を必ず採択するとは限りません。

※ A・Bいずれの区分でも、審査方法や審査基準は同一です。

※ Aを選択する場合、大学との連携内容を示す書類の提出が必要です(→【別紙29】)。

【ご参考】大学発ベンチャー枠申請概要書の雛型

大学発ベンチャー枠申請概要書

(補助対象事業者区分「A. 大学発ベンチャー枠」で申請する場合のみ記載)

該当するもの全てにチェック☑をして、当該項目について記述してください。

<input type="checkbox"/> ア 大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立した企業
大学で達成された成果について、以下に記載してください。
<input type="checkbox"/> イ 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究を行った企業
<大学から共同研究を開始した時期> (和暦) 年 月
大学と行った共同研究について、以下に記載してください。
<input type="checkbox"/> ウ 既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けた企業
<大学から技術移転を受けた時期> (和暦) 年 月
大学から受けた技術移転の内容について、以下に記載してください。
<input type="checkbox"/> エ 設立にあたり、大学や大学VCが出資した企業または大学の技術移転機関等が関与した企業
貴社の設立の経緯について、以下に記載してください。

大学発ベンチャー枠申請概要書²⁹
【別紙29】

補助対象経費について

項目	上限額	その他主な要件
①原材料・副資材費	なし	
②外注・委託費	なし	本事業において出資等をうけた事業会社等への委託費は補助対象外
③直接人件費	1,200万円/年 (交付額600万円/年)	年間人件費の総額(≠一人当たりの人件費)
④不動産賃借料	なし	交付決定日以降に新たに契約した都内の不動産のみ
⑤設備導入費	なし	100万円以上の場合は相見積を要提出
⑥産業財産権出願費	一部あり	⑥～⑩の合計額が交付申請額全体の25%以下であること
⑦展示会等参加費	一部あり	
⑧イベント開催費	一部あり	
⑨広報ツール製作費	一部あり	
⑩広告掲載費	100万円/年 (交付額50万円/年)	

応募を検討いただくにあたってのチェックリスト

項目	チェック内容	募集要項の参照頁	確認
資格要件	☑ 「中小企業」の定義に合致する	P.6	<input type="checkbox"/>
	☑ 令和3年11月1日時点で、都内に登記された拠点を有する	P.7	<input type="checkbox"/>
プロジェクト組成	☑ 1社以上の事業会社から出資等をうけることが可能である ☑ 出資期間は、令和2年4月1日～令和4年3月末日である ☑ 出資金額は、5,000万円以上かつ総事業費の4分の1以上である ☑ 出資元は、金融機関以外である	P.24-25	<input type="checkbox"/>
	☑ 出資等をうけた事業会社との間で、販路・ブランド・人材等の提供について証明できる書面(共同研究開発契約、業務提携契約等)を締結している		<input type="checkbox"/>
補助金申請	☑ 総事業費は、2億円以上である (≒補助金交付申請額は、1億円以上3億円以下である)	P.4	<input type="checkbox"/>
	☑ 総事業費は、事業会社からの出資額の4倍以内である		<input type="checkbox"/>

※ 上記のチェックリストは、過去の実績を基に、特にご確認いただきたい点を記載したものです。
 上記の項目をすべて満たしていても、その他要件に不備がある場合はご応募いただけない可能性があります。

審査基準・審査方法

一次審査(申請書類に基づく書類審査)、二次審査(面接審査)、総合審査会審査によって決定

経理審査	財務状況の審査	
技術審査	市場性	<ul style="list-style-type: none">• 社会情勢や顧客ニーズとの合致• 市場獲得の可能性、市場の優位性• 販路開拓手法の妥当性
	新規性、優秀性	<ul style="list-style-type: none">• 製品等の機能や性能、適用されている技術の新規性や独自性• 既存製品等との比較による優位性• 製品等がもたらす社会的貢献度
	実現性	<ul style="list-style-type: none">• 達成目標水準の妥当性• 課題に対する解決方法の妥当性• 事業実績、財務状況、社内及びプロジェクトの実施体制
	波及性	<ul style="list-style-type: none">• 新たな市場創出の可能性• 市場・業界への波及効果• 都内中小企業への効果

本事業の事業スケジュール

募集

10月14日(木)～12月15日(水)
〔申請受付期間〕12月9日(木)～12月15日(水)

審査

1月中旬 一次審査(書類審査)
2月中旬 二次審査(面接審査)
総合審査会

3月中 採択事業者決定

事業実施



事業完了後

実施結果報告
(補助事業完了の翌年度から5年間)

申請方法

①申請希望

- 本事業への申請を希望される事業者の方は、申請書類の作成に着手する前に、事務局までご連絡ください。
- 申請要件の確認のほか、必要に応じて申請書類の作成方法や事業計画についてご相談いただけます(面談(対面/オンライン)、メール、電話のいずれも可)。

②申請書類の作成

- 本事業Webサイトより、募集要項および申請書類の書式をダウンロードください。
- その他、各種提出書類をご準備ください。
 - ・ 登記簿謄本
 - ・ 納税証明書
 - ・ 社歴書
 - ・ 事業会社等とのプロジェクト組成を証明する書類
 - ・ 特許公報
 - ・ 補足説明資料等

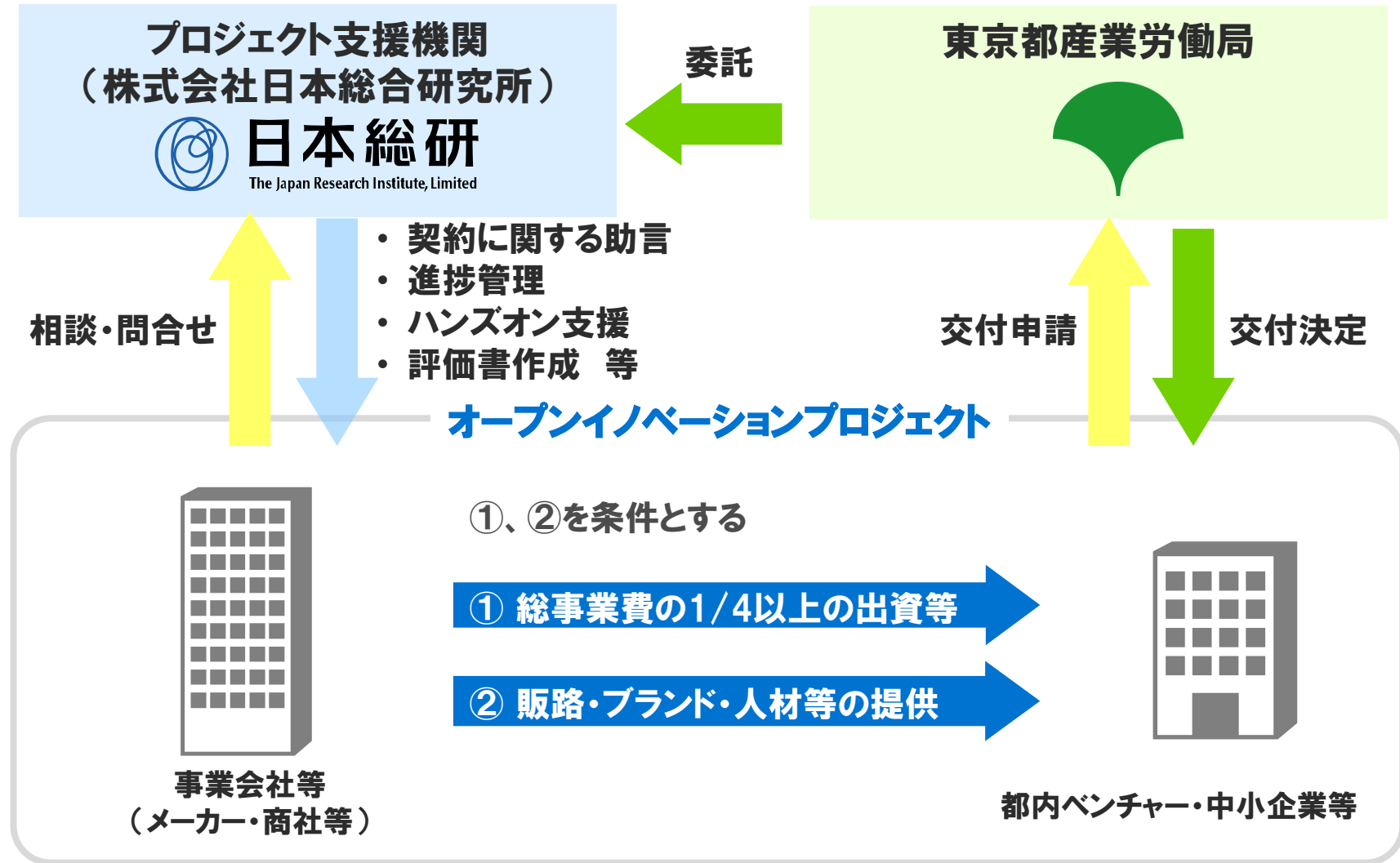
③申請書類の提出

- 受付期間：令和3年12月9日(木)～12月15日(水) 17:00まで
- 提出方法：持参方式／オンライン方式のいずれかから選択可
- 提出方式に関わらず、本事業Webサイトより、12月8日(水)までに提出希望日時を予約してください。

プロジェクト支援機関(事務局)について

プロジェクト支援機関の概要

本事業の広報・情報発信からプロジェクト組成業務、プロジェクトの進捗管理等を支援



プロジェクト支援機関による主な支援内容(1)

【採択前】

事業周知に関する こと	<ul style="list-style-type: none">・ 事業説明会の申込、説明会の内容に関する問合せ・ 本事業ホームページの内容
プロジェクト組成に 関すること	<ul style="list-style-type: none">・ プロジェクトを組成する相手先(事業パートナー)に関する相談・ スタートアップや事業会社等との契約内容に関するアドバイス・ プロジェクトを組成する上での要件や留意事項の確認
交付申請手続き に関すること	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書類の内容に関すること・ 申請書類の作成に関する相談・ 申請方法に関すること

プロジェクト支援機関による主な支援内容(2)

【採択後】

技術・事業開発に関すること(※)

- 事業化に向けた各種相談(市場調査、事業計画の策定、フィージビリティスタディ(F/S)、プロモーション・販売戦略、規制・政策調査等)
- 資本政策、法的課題や知的財産権上の課題等に対する相談
- 技術的課題が発生した場合の相談
- 事業パートナーの紹介に関する相談
- 事業の進捗状況に関する相談

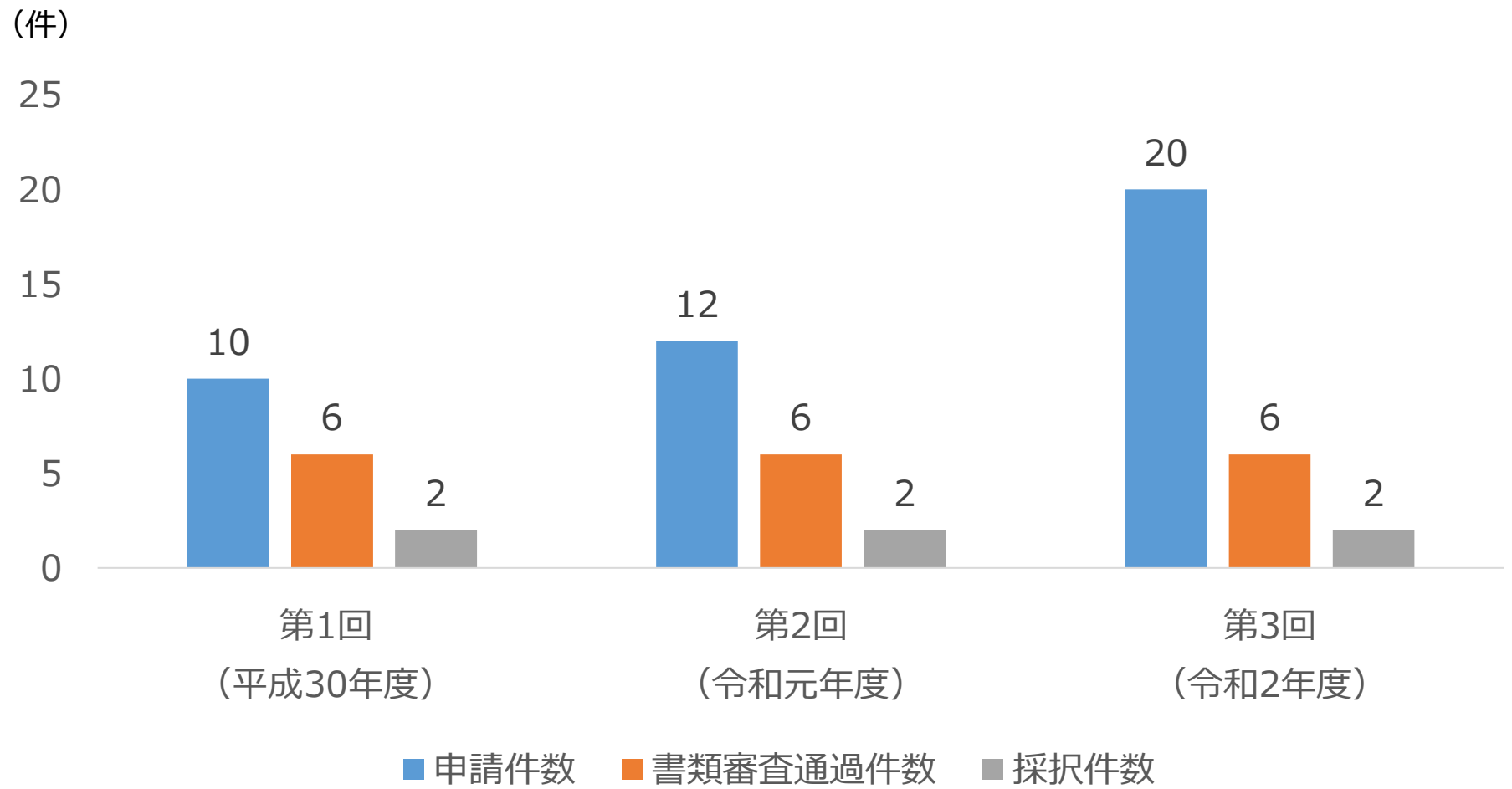
補助金交付に関すること

- 事業の進捗状況に係る評価書の作成(半期に1回)
- 都による中間検査・完了検査前のプレチェック

※ 具体的な支援内容は、採択決定後に補助事業者とプロジェクト支援機関との協議を経て決定します。

過年度の実績

申請状況と採択件数の推移



採択プロジェクト一覧

事業者名	分野	プロジェクトテーマ	事業会社等
(株)AIメディカルサービス	医療	内視鏡AIの開発	(非開示)
Rapyuta Robotics(株)	物流	クラウドロボティクスプラットフォームの開発	モノフル
(株)ナイルワークス	農業	農業用ドローンを用いた生育診断システムの開発	住友化学 住友商事 クミアイ化学工業
(株)アストロスケール	宇宙	宇宙デブリ除去サービスの開発	(非開示)
(株)SkyDrive	モビリティ	「空飛ぶクルマ」の開発にかかる安全性向上	日本電気
エクセルギー・パワー・システムズ(株)	エネルギー	蓄電池由来の調整力サービスの開発	東京ガス

※ 採択プロジェクトの詳細は、本事業ホームページ(<https://mirai-innovation.tokyo>)をご覧ください。

よくあるご質問(FAQ)

よくある質問(1) 総事業費について①

Q 総事業費に上限はありますか。

A 総事業費に上限は設けていません。

A ただし、総事業費が6億円超となる場合も、補助金交付額の上限は3億円です。

A 総事業費が増えるほど、事業会社から出資等をうける必要がある金額(総事業費の25%以上)が増える点にもご留意ください。

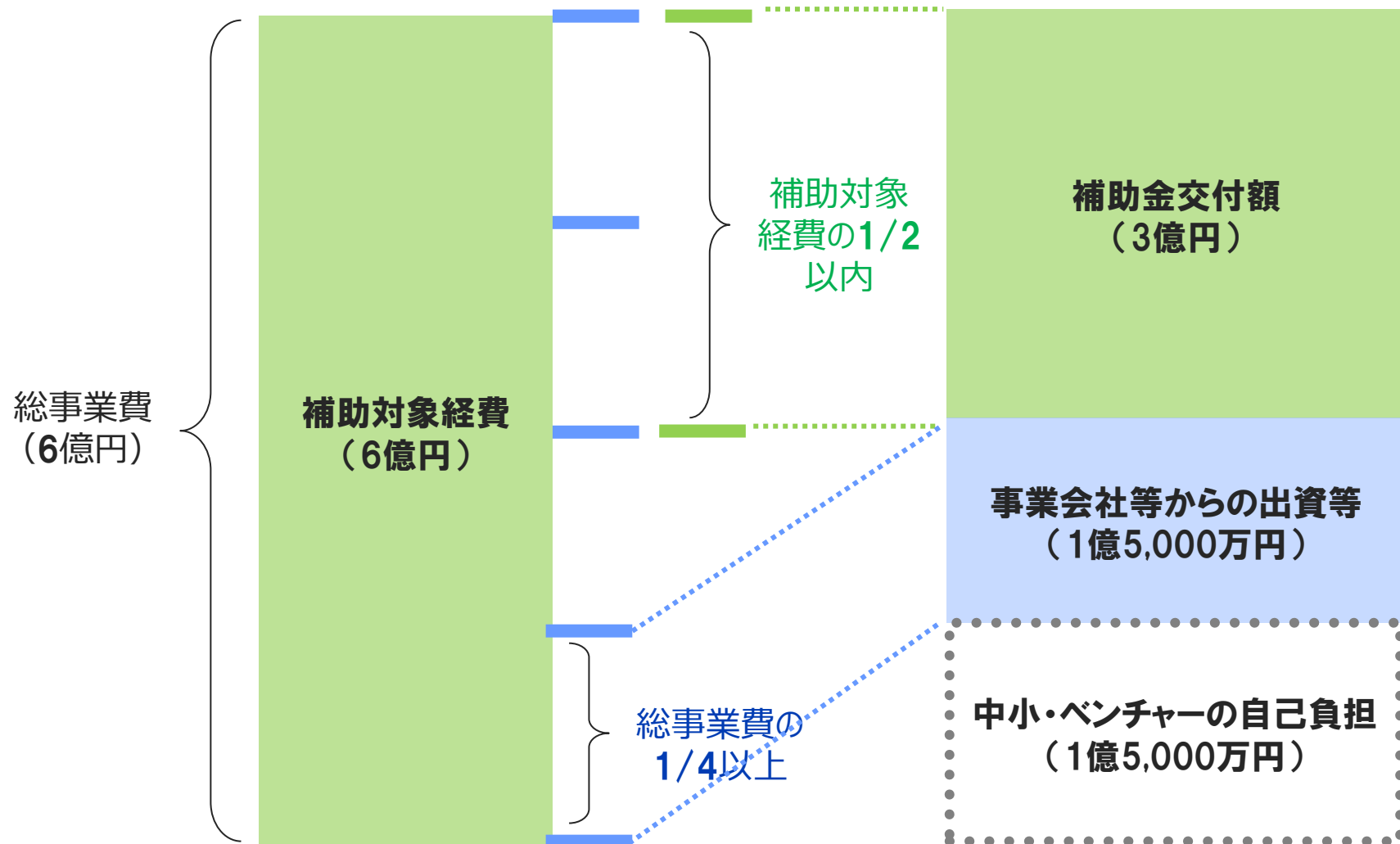
Q 「総事業費」と「補助対象経費」の違いについて教えてください。

A 総事業費とは、「補助対象経費」と「補助対象外経費」の合計です。

A 本事業では、事業会社からの出資等の金額が「総事業費」の4分の1以上を満たしていれば、申請いただくことは可能です。

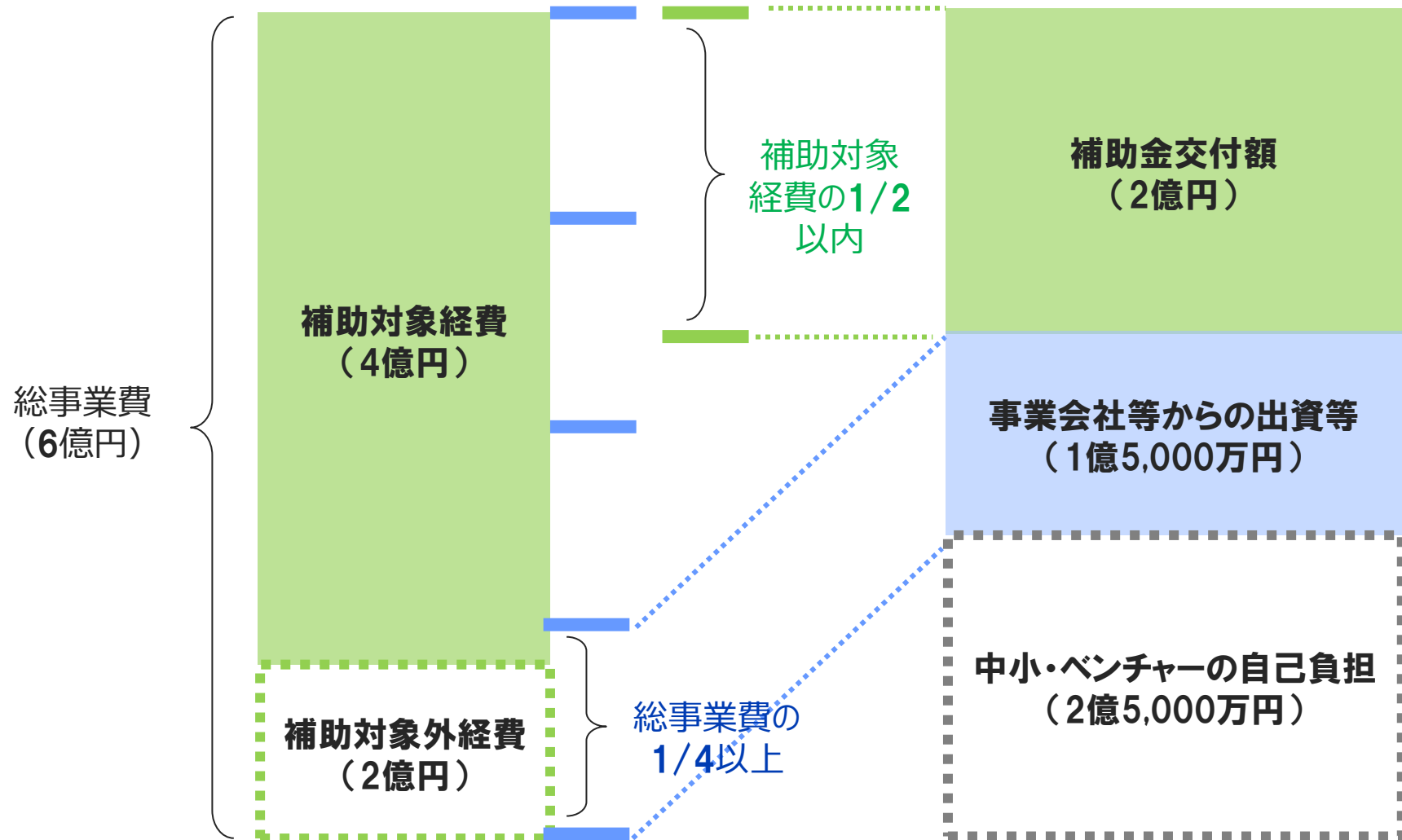
よくある質問(1) 総事業費について②

総事業費に補助対象外経費が含まれない場合



よくある質問(1) 総事業費について③

総事業費に補助対象外経費が含まれる場合



よくある質問(2) 事業会社等からの出資等について①

Q 事業会社等からの出資等は、分割でうける必要があるのでしょうか。

A 必ずしも事業会社から出資等を分割でうける必要はありません。
あくまで一括払いが原則であり、一括払いが難しい場合のみ分割で支払いをうけてください。

Q 事業会社等から分割で支払いをうける場合、各年度のいつまでに支払いをうける必要がありますか。

A 各年度末(3月31日)までに支払いをうけてください。

よくある質問(2) 事業会社等からの出資等について②

Q 事業会社等から分割で支払いを受ける場合、年度ごとに下限額はありますか。

A 事業会社からの年度ごとの出資額について下限は設けていませんが、事業会社からの支払い額がゼロとなる年度がないようにしてください。

A 目安として、「各年度で事業会社からの支払いが年度ごとの総事業費の概ね4分の1以上」となるようにご留意ください。

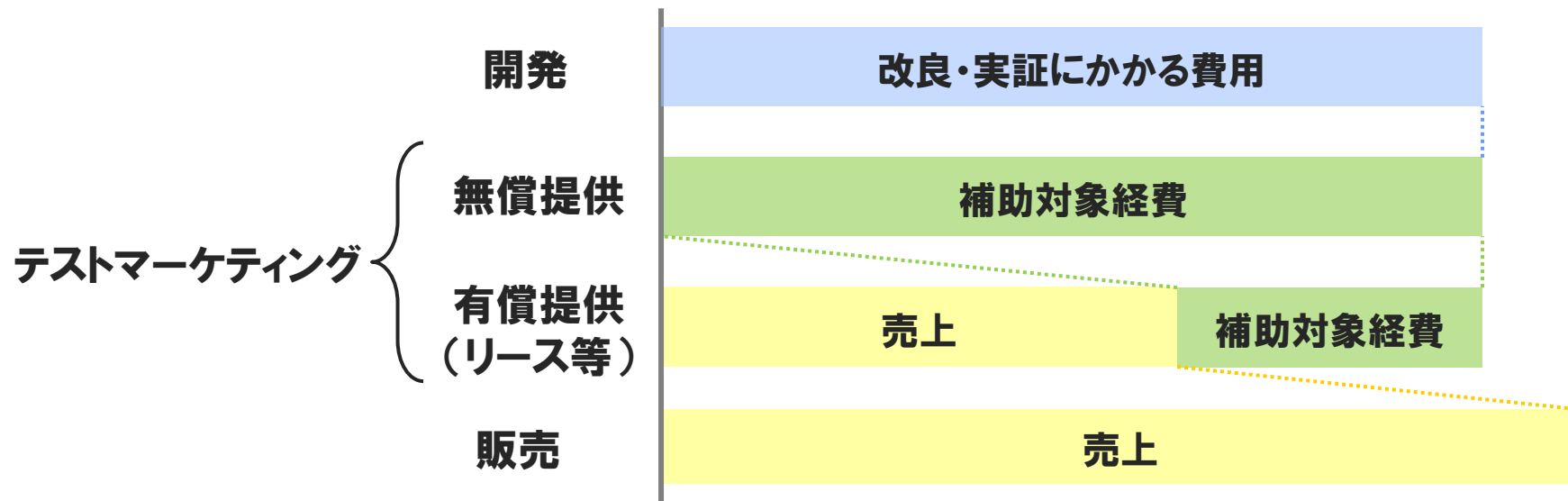
【事業会社から1億円の出資等を受ける場合の支払いパターン(例)】

	初年度	2年度	総額	要件適格
総事業費	200百万円	200百万円	400百万円	
事業会社からの出資等	50百万円	50百万円	100百万円	○
	0円	100百万円	100百万円	△ (初年度目の 支払額がゼロ)

よくある質問(3) 本事業期間中の「販売」について

Q 最終的な開発目標とする製品・サービス等の途中段階として完成した製品・サービス等を、販売(リースを含む)することは可能ですか。

- A 本事業の補助対象経費として計上している経費を使って改良・実証をしている製品等は、途中段階で販売できません。
- A ただし、「テストマーケティング」の名目で、あらかじめ個数や用途を決めて申請のうえ、試作品を特定の対象に無償または有償で貸与・提供することは可能です。
- A 試作品を無償で提供する場合、テストマーケティングに要する費用は補助対象経費として計上可能です。有償で提供する場合は、テストマーケティングによる費用から収入を差し引いた金額が補助対象経費となります。



個別相談会のご案内

個別相談会の目的

- **本説明会の動画をご視聴いただき、今後申請を検討される事業者の皆様を対象に、個別相談会(オンライン、予約制)を実施します。**
- **本説明会の内容に関する不明点や確認事項、プロジェクト組成に関するご相談等について、事務局に個別にご相談いただけます。**
- **申請するか未定の方もお申込みいただけますので、お気軽にご活用ください。**

個別相談会の実施要領

- **日程:** 10月20日(水)～11月12日(金) ※予定、追加の可能性あり
- **実施方法:** オンライン(弊社推奨のツール(Webex)を利用したWeb会議)
- **所要時間:** 30分～1時間程度／社
- **お申込み方法:**
本事業HPの「個別相談会フォーム」より、
必要事項を入力してお申込みください。
- **留意事項:**
 - ※ 個別相談会は、全体説明会の動画をご視聴いただいた方のみお申込みいただけます (同時申込可)。
 - ※ 相談を希望される日時の2週間前からお申込みを受け付けます。

事業説明会

全体説明会(動画配信)

説明会の閲覧を希望される方は以下の説明会登録フォームから説明会参加の登録を行ってください。
説明会動画URLを登録いただいたメールアドレスに送信いたします。
※説明会動画は10月20日(水)以降に登録者限定で配信する予定です。

[説明会登録フォーム](#)

個別相談会(オンライン)

説明会動画をご覧になられた方は、個別相談会をお申込みいただけます。
説明会動画閲覧後、以下の申し込みフォームからお申し込みください。

[個別相談会フォーム](#)

本事業に関するお問合せ先

本事業の専用Webサイト

本事業の専用Webサイトでは、事業の最新情報や、申請方法の確認、申請書式のダウンロード等が可能

URL: <https://mirai-innovation.tokyo>



本事業に関するお問合せ・ご相談先

- 本事業に関してご不明な点や相談したい内容がございましたら、下記までお気軽にお問合せください。

- **説明会や補助金申請、ハンズオン支援に関すること**

「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」事務局

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング11階

TEL:070-3358-4232 (本事業専用)

E-mail: info@mirai-innovation.tokyo

URL: <https://mirai-innovation.tokyo>

担当: 吉田、花井、藤居、大室

- **補助金全般に関すること**

東京都産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興総括担当

東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL:03-5320-4694 (内線)36-582

- お問合せ内容によって、2～3日お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。